

第2期京田辺市 スポーツ推進計画

—みんなのチャレンジにエールをおくるまち—

2 0 2 4 ▶ 2 0 3 1



目 次

1 計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 「持続可能な開発目標（S D G s）」について	3
(4) 計画期間	4
(5) 計画の策定体制	4
(6) 本計画における「スポーツ」について	5
2 スポーツに関する現状と課題	7
(1) 国や府の動向	7
(2) 京田辺市的人口特性	8
(3) 第1期計画期間中の成果と課題	10
(4) 課題のまとめ	19
3 今後のスポーツ施策の方向性	21
(1) 計画の基本理念	21
(2) 基本方針	22
(3) 施策体系	23
4 施策の展開	24
基本方針1 誰もがいつでもスポーツを楽しめる環境づくり	24
基本方針2 スポーツを通じたにぎわいの創出	28
基本方針3 スポーツに携わるひと・団体への支援	32
基本方針4 スポーツを楽しむための安全で便利な環境づくり	36
5 計画の推進体制	39
(1) 市民・関係機関との連携・協働	39
(2) 計画の進捗管理	39
資料編	40
(1) 策定経過	40
(2) 京田辺市スポーツ推進審議会設置条例	41
(3) 京田辺市スポーツ推進審議会委員名簿	43

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

スポーツは体力向上のみならず、人々が生涯にわたって心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利です。「人生 100 年時代」と言われる中で、スポーツは健康寿命の延伸や介護予防、心身の健康等に重要な役割を果たしています。

しかしながら、令和 2 年当初から世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症は、市民のスポーツ環境に大きな影響を与えました。外出や接触、応援などに関して大きな制限が課せられる中、運動・スポーツの実施や観戦の機会が大幅に縮小しましたが、心身の健康に対する意識の高まりもみられ、感染を避けつつ、個人で楽しめる運動やスポーツに対するニーズの高まりもみられました。

また、コロナ禍で開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や FIFA ワールドカップカタール 2022、ワールドベースボールクラシックなどの国際大会は大きな盛り上がりを見せました。日本では、令和 5 年 5 月より新型コロナウイルス感染症は 5 類感染症に移行したため、観戦の機会も含め、運動やスポーツを楽しむ機会はコロナ禍以前に復調することが期待されています。

一方、これまでのスポーツに関する国策としては、平成 23 年に「スポーツ基本法」が制定され、平成 24 年には「第 1 期スポーツ基本計画」を策定、平成 27 年 10 月にはスポーツ庁が発足しました。同庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指しています。また、令和 4 年 3 月には「第 3 期スポーツ基本計画」も策定されています。国の流れを受け、本市でも、「する人・見る人・支える人」のスポーツライフの確立と生涯スポーツ社会の実現を目的として、平成 26 年に「京田辺市スポーツ推進計画（第 1 期）」（以下、「前回計画」といいます。）を策定しました。

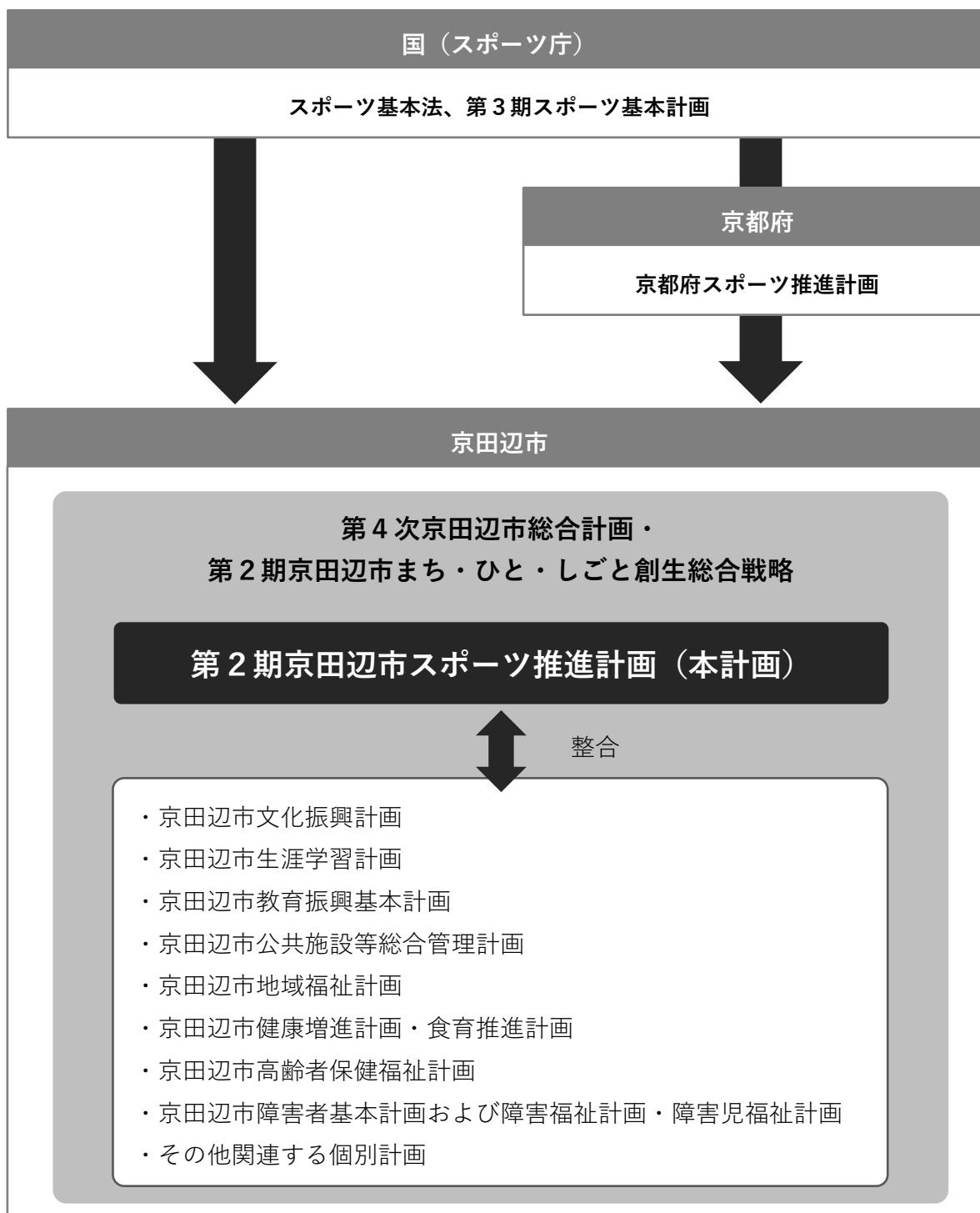
前回計画の策定から約 10 年が経過し、上記の通り、スポーツを取り巻く社会環境も大きく変化しています。そのような中でも、若い世代を中心に進む人口増加、誰もがいつまでも健やかで幸せに暮らせるまちを目指す京田辺市の特色をいかした運動・スポーツを楽しむ環境を提供していくため、スポーツに関する施策の方向性や具体的な取組などを定めた「第 2 期京田辺市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」の第10条に基づき地方公共団体が策定する「地方スポーツ推進計画」であり、令和4年3月に策定された国の「第3期スポーツ基本計画」や京都府の「京都府スポーツ推進計画」を踏まえながら策定しています。

また、本計画は、「第4次京田辺市総合計画」を上位計画とし、「京田辺市文化振興計画」や「京田辺市生涯学習計画」などの関連計画との整合性を図ることとします。

■本計画の位置付けのイメージ



(3) 「持続可能な開発目標（S D G s）」について

「持続可能な開発目標（S D G s）」とは、平成 27 年(2015 年)に国連において採択された、すべての国がその実現に向けて目指すべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、健康的な生活や福祉の促進、環境と調和した都市整備など、17 の分野別目標が掲げられています。

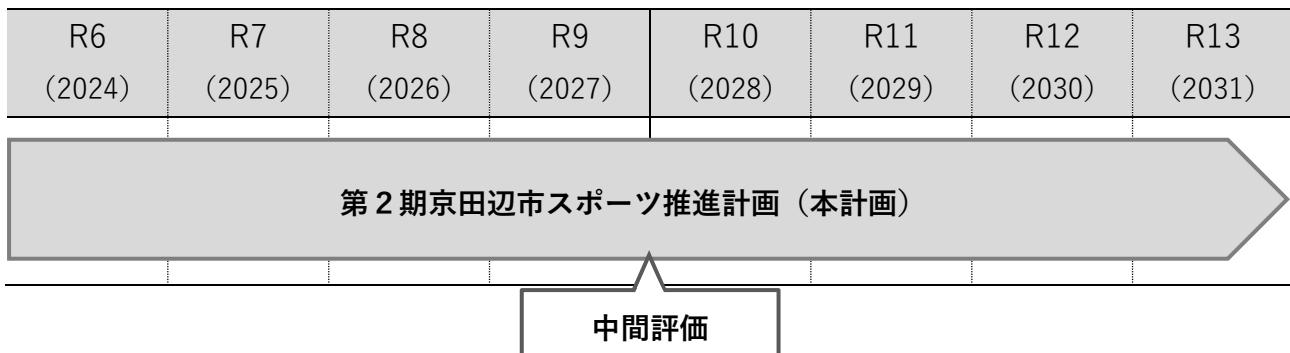
本計画は、誰もがいつでも自発的にスポーツに参加することができる環境を提供することをはじめとして、心身の健康の維持や増進、性別や国籍、障がいの有無などによらない活躍の機会の提供、スポーツを通じたつながりの形成などにおいて、S D G s の達成に寄与するものであると考えます。

スポーツ施策が誰一人取り残さないまちづくりに関わりのある施策であるという視点を持ちながら、本計画に基づいて取組を進めます。



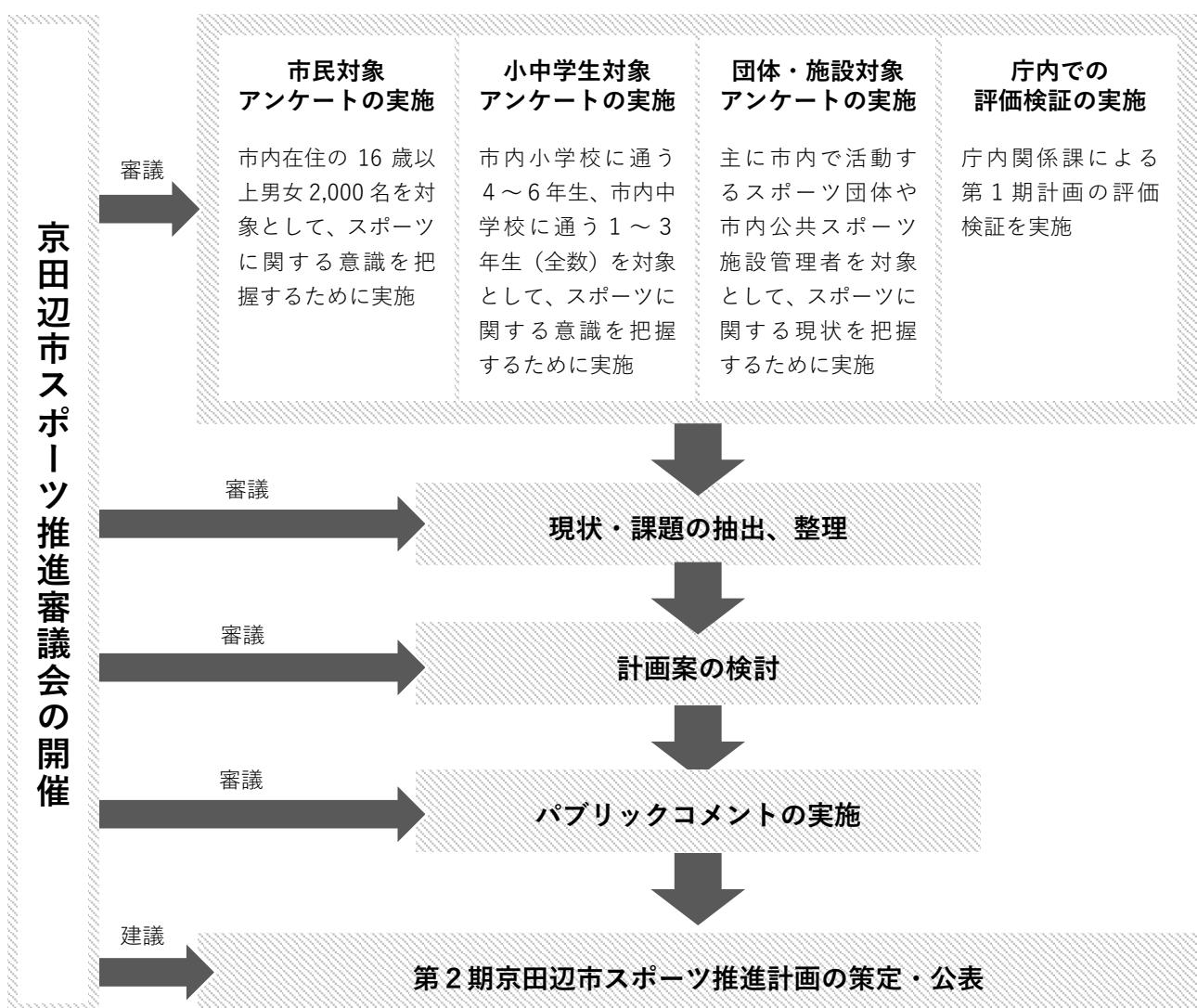
(4) 計画期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 13 年度までの 8 年間とします。なお、社会情勢の変化等に対応するために、中間年度となる令和 9 年度に計画の評価を行うこととします。



(5) 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。



(6) 本計画における「スポーツ」について

①スポーツの意義

スポーツをすることは、体力向上やストレスの発散など心身の健康増進をもたらすだけでなく、コミュニケーション能力の向上や他人に対する思いやりなど、豊かな人間性を養うことにもつながります。また、スポーツは多くの人に感動と勇気を与え、地域の交流や活性化につながるものもあります。

加えて、オリンピックやパラリンピックをはじめとした大規模な国際大会にもみられるように、スポーツは経済活性化や国際交流など、社会全体に対しても大きなインパクトを与えるものもあります。

以上のように、スポーツの推進は、健康で活力に満ちた社会の実現にとどまらず、市民一人ひとりの自己実現を支え、地域の新しい力の創造につながるなど、より良い地域づくりにおいて必要な活動となっています。スポーツを生涯にわたって楽しむことを、いつまでも健やかで幸せな市民生活を送るのに欠かせない一つの活動として、より一層浸透させていくことがこれまで以上に重要になります。

②スポーツの捉え方

本計画においては、スポーツ基本法や国の「第3期スポーツ基本計画」を踏まえ、野球やサッカー、陸上競技のような勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングやジョギング、レクリエーションスポーツ、介護予防のための軽い運動など、様々ななかたちで自発的に楽しむ身体的活動を幅広く「スポーツ」に含むものとします。



参考：スポーツ基本法（平成23年法律第78号） 前文

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

eスポーツについて

eスポーツとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽・競技・スポーツ全般を指す言葉です。近年では、eスポーツのように、身体活動を伴わない競技も「スポーツ」と捉える動きがあります。

本計画においても、国や他自治体の動向について注視し、今後のあり方について検討を進めていく必要があります。

2 スポーツに関する現状と課題

(1) 国や府の動向

平成23年にスポーツ基本法が施行されてから、平成24年にスポーツ基本計画の策定、平成27年にスポーツ庁が設置されています。スポーツ基本計画は2回改訂を行っており、令和4年に策定された「第3期スポーツ基本計画」が現行最新の計画となっています。

■スポーツ政策に関する国や京都府の動向年表

年	国	府	内容
平成22年	●		スポーツ立国戦略策定
平成23年	●		スポーツ基本法施行
平成24年	●		スポーツ基本計画策定
平成26年		●	京都府スポーツ推進計画策定
平成27年	●		スポーツ庁の設置
平成29年	●		第2期スポーツ基本計画策定
平成30年	●		運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン策定
平成31年		●	京都府スポーツ推進計画（中間年改定）
令和3年	●		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
令和4年	●		<u>第3期スポーツ基本計画策定</u>

国：第3期計画のポイント 「新たな視点」

- ・スポーツを「つくる／はぐくむ」：社会の変化や状況に応じて最適な手法・ルールを考えて作り出す。
《スポーツの機会創出、スポーツ指導者の育成、DXの推進》
- ・スポーツで「あつまり、ともに、つながる」：様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。《共生社会の実現、スポーツ体制の強化、国際協力等の推進》
- ・スポーツに「誰もがアクセスできる」：性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いなどによって、スポーツの取組に差がない社会を実現し、機運を醸成。《「場づくり」等の機会の提供、地域機関の連携強化、継続的なアクセスの確保》

府：スポーツ推進計画（中間年改定）のポイント

- ・スマートスポーツ（生涯スポーツ分野）：ライフステージに応じた運動・スポーツの推進、京都の地域資源を活かしたスポーツツーリズムの推進 など
- ・エンジョイスports（子どもスポーツ分野）：体を動かすことが好きになる取組の充実、学校や地域での「体力向上推進プロジェクト」の推進、運動部活動の活性化 など
- ・チャレンジスポーツ（競技スポーツ分野）：ジュニアアスリートの発掘・育成システムの構築、地域・企業・大学等が核となるトップアスリート支援体制の確立、優れた指導力を持った指導者の育成・確保 など
- ・「夢・未来」スポーツ拠点整備（施設充実分野）：新しいスポーツニーズに対応することができる施設、子ども、高齢者、女性、障害者等誰にでも優しい施設、京都を元気にするスポーツ施設 など

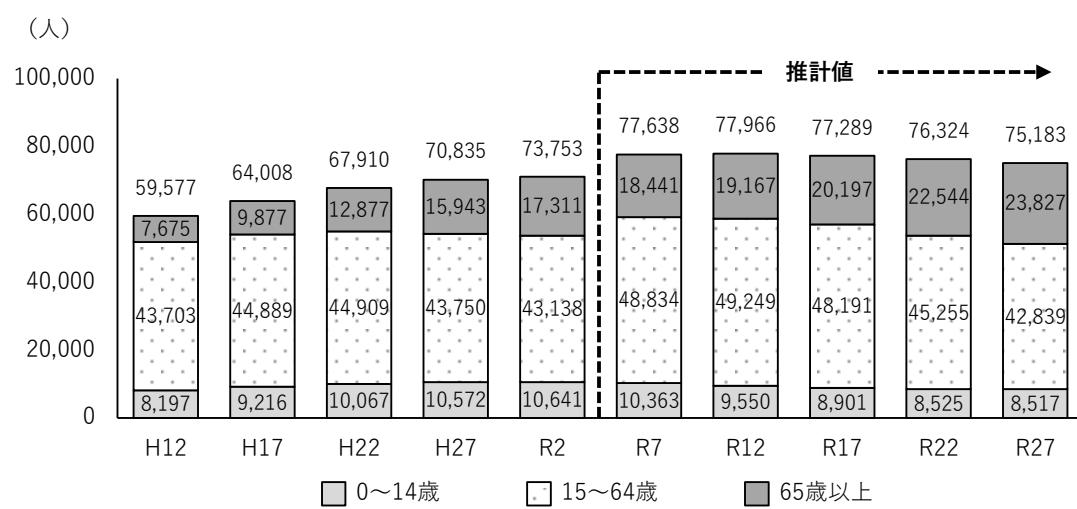
(2) 京田辺市の人団特性

①人口の推移と推計

○総人口は増加傾向で推移しており、令和2年時点では73,753人となっています。令和元年度に策定した人口ビジョンの市独自推計では、令和12年まで人口増加の傾向が続く一方、それ以降は減少傾向に転じることを見込んでいます。

○年齢3区分別的人口割合をみると、0~14歳人口割合は上昇傾向で推移してきましたが、令和7年以降は低下傾向に転じることを見込んでいます。なお、65歳以上人口割合は継続して上昇、15~64歳人口の割合は継続して低下することを見込んでいます。

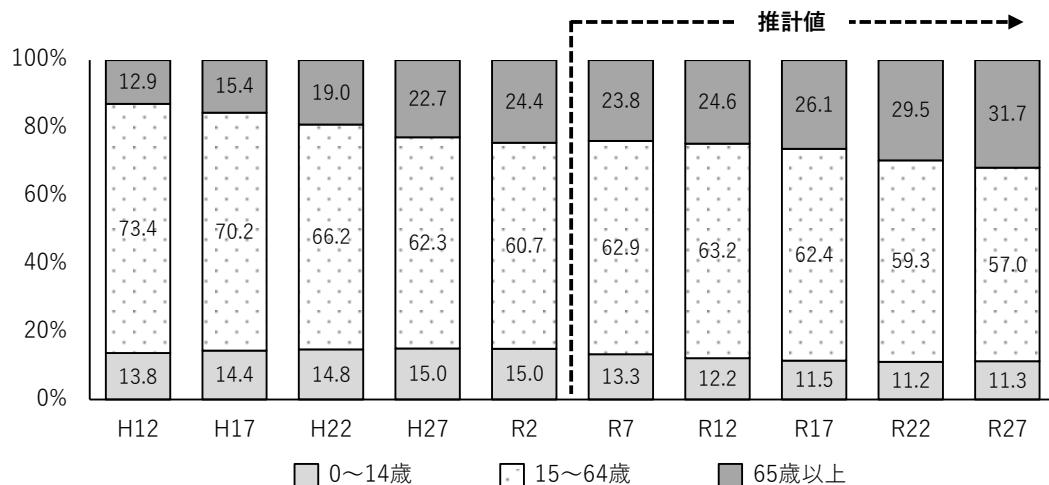
■年齢3区分人口の推移と推計



資料：総務省「国勢調査」、京田辺市「第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

※総人口は年齢不詳を含めているため、各年齢の合計値とは一致しない

■年齢3区分人口割合の推移と推計



資料：総務省「国勢調査」、京田辺市「第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

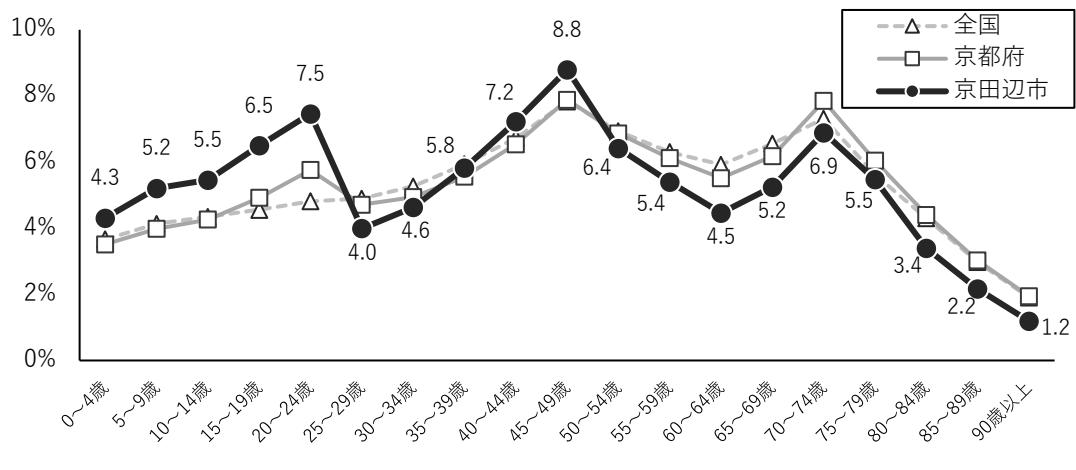
※年齢不詳を除いた割合を掲載

②人口構造・人口動態の比較

○総人口に占める年齢5歳区分の割合をみると、本市は0~24歳人口の割合が国や府と比較して特に高いことがわかります。

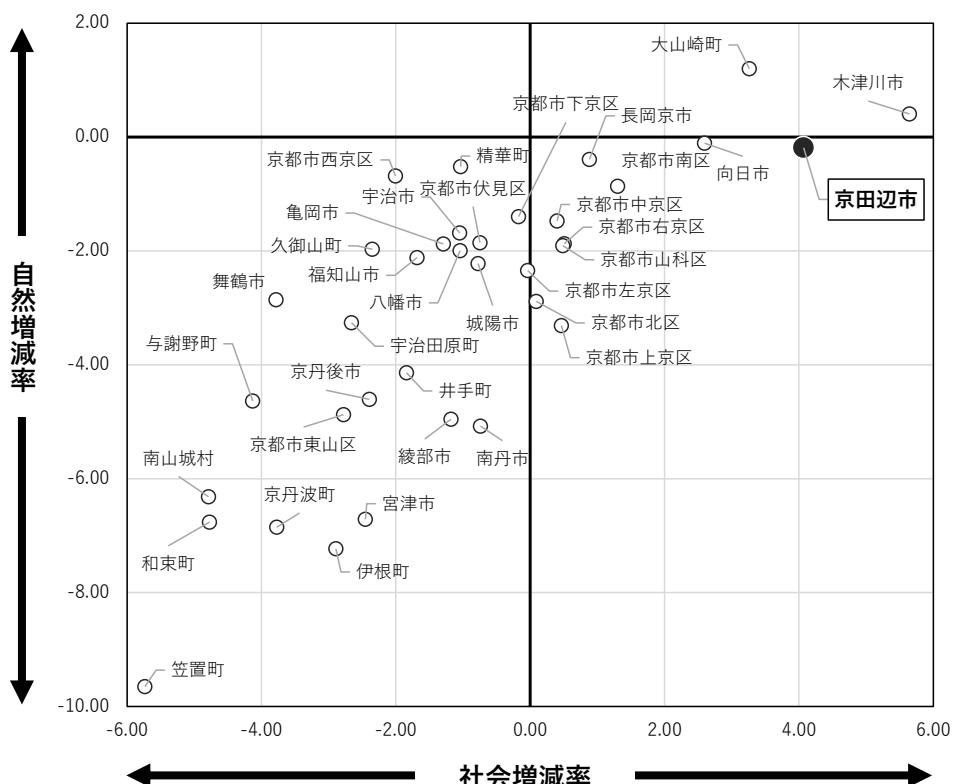
○京都府下市町村での社会増減率と自然増減率の関係性をみると、比較的低い自然減と高い社会増が本市の特徴となっており、ベッドタウンとして子育て世帯が継続して転入してきていることがうかがえます。

■年齢5歳区分人口割合の比較（令和2年）



資料：総務省「国勢調査」 ※年齢不詳を除いた割合を掲載

■社会増減率と自然増減率の府内市町村別比較（平成29年～令和4年）



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

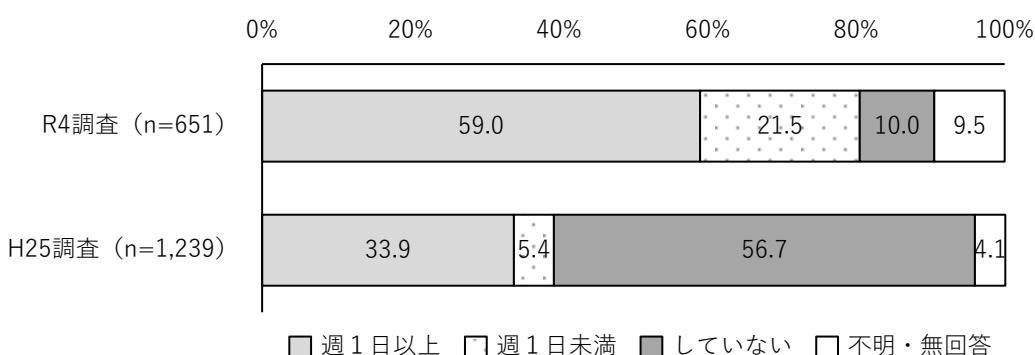
(3) 第1期計画期間中の成果と課題

基本方針1 全てのライフステージで楽しめるスポーツ機会の提供

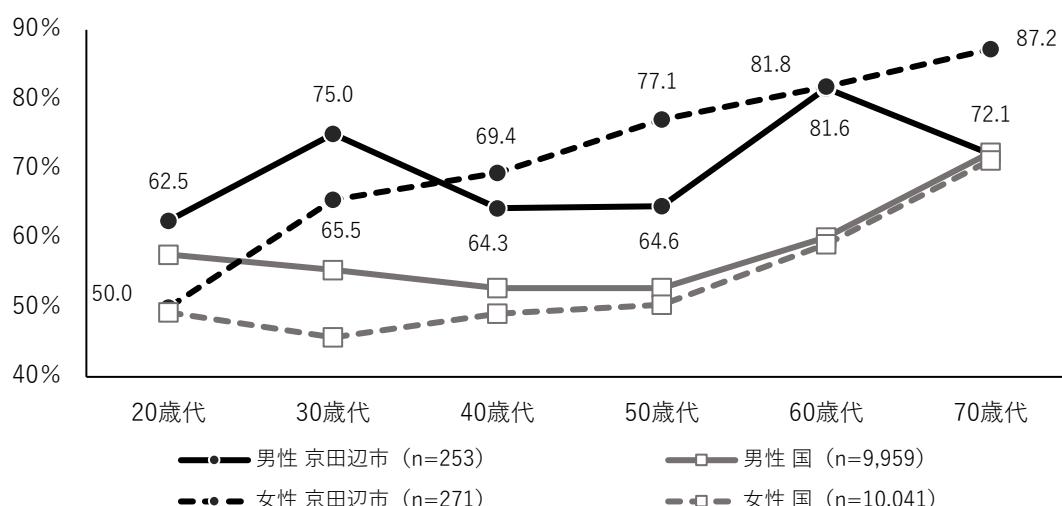
①市民のスポーツ実施率は上昇しており、この傾向を維持していく必要があります。

- 令和4年度に実施したアンケート調査では、20歳以上の週1日以上のスポーツ実施率は59.0%となっていました。第1期計画の目標値である65%には到達しなかったものの、平成25年度に実施した調査より約25ポイント上昇しており、意識して運動やスポーツを行う市民が増えていることがうかがえます。
- 性・年齢別で運動・スポーツの実施状況をみると、すべての年齢層において国の値を上回っています。女性については年齢が上がるにつれて実施率も上昇している一方、男性は働き盛りである40～50歳代において実施率が低下しています。

■20歳以上の運動・スポーツ実施率（週1日以上運動していると回答した割合）



■性・年齢別でみた運動・スポーツの実施率（週1日以上運動していると回答した割合）



※国調査はスポーツ庁「令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和3年11月調査)」に基づく

※国調査と比較する場合、本市調査結果は不明・無回答を除外した値を掲載している

②個人で楽しめるスポーツを好む傾向がみられます。

○今後してみたいスポーツとして、ウォーキングやトレーニングなど、個人ができる種目が多くみられますが、登山やキャンプなど、自然の中で個人、または仲間と楽しむことのできる種目も高くなっています。

■今後してみたい運動・スポーツ

全体 (n=541)			20歳代 (n=39)			30歳代 (n=57)			40歳代 (n=109)		
1	ウォーキング	23.7	1	ランニング・ジョギング	20.5	1	エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	31.6	1	エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	27.5
2	トレーニング	22.9	2	トレーニング	17.9	2	トレーニング	24.6	2	ウォーキング	26.6
3	エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	18.3	3	キャンプ・オートキャンプ	17.9	3	ランニング・ジョギング	21.1	3	登山・トレッキング・トレイルランニング・ロッククライミング	22.9
(参考) 国調査 (n=20,000)			50歳代 (n=99)			60歳代 (n=69)			70歳代 (n=152)		
1	ウォーキング	29.2	1	ウォーキング	29.3	1	ウォーキング	26.1	1	ウォーキング	23.7
2	トレーニング	12.3	2	エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	24.2	2	トレーニング	24.6	2	トレーニング	23.0
3	エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	11.2	2	トレーニング	21.2	3	体操（ラジオ体操・職場体操・美容体操等）	17.4	3	体操（ラジオ体操・職場体操・美容体操等）	17.8

③世代に合わせた情報発信の方法を探る必要があります。

○どの世代も人づてによる情報入手が主となっていますが、広報紙は60歳代以上、ホームページ等は20~50歳代とボリューム層が異なっています。また、20~30歳代はインスタグラムからの情報入手も多くなっていることがわかります。

■運動・スポーツの情報入手手段

単位: %		都道府県や市町村の広報紙	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌	ホームページやブログ	Twitter（ツイッター）	Instagram（インスタグラム）	Facebook（フェイスブック）	LINE（ライン）	TikTok（ティックトック）	学校・職場	ポスター・チラシ	知人や友人・家族	その他	不明・無回答
全体(n=581)		19.6	6.4	13.3	1.5	3.8	22.7	3.1	8.8	1.7	5.0	1.2	7.6	7.9	40.1	10.0	11.0
年齢別	10歳代(n=15)	0.0	13.3	6.7	0.0	6.7	13.3	6.7	13.3	0.0	20.0	6.7	73.3	6.7	86.7	0.0	0.0
	20歳代(n=35)	5.7	0.0	17.1	0.0	0.0	42.9	14.3	31.4	0.0	8.6	5.7	8.6	2.9	28.6	5.7	2.9
	30歳代(n=50)	16.0	4.0	8.0	0.0	0.0	22.0	2.0	26.0	0.0	6.0	2.0	8.0	4.0	46.0	8.0	6.0
	40歳代(n=102)	17.6	2.9	10.8	1.0	5.9	38.2	2.9	9.8	3.9	3.9	0.0	10.8	9.8	33.3	8.8	8.8
	50歳代(n=99)	11.1	1.0	18.2	4.0	6.1	32.3	4.0	10.1	4.0	7.1	2.0	6.1	7.1	31.3	17.2	9.1
	60歳代(n=76)	27.6	9.2	17.1	0.0	2.6	19.7	1.3	5.3	1.3	2.6	1.3	9.2	13.2	35.5	7.9	9.2
	70歳以上(n=202)	26.7	10.9	11.9	2.0	3.5	8.9	1.5	0.0	0.5	3.5	0.0	1.0	6.9	47.0	9.4	17.3

④子どものスポーツ実施率は低下しており、心身の健全な発育への影響が懸念されます。

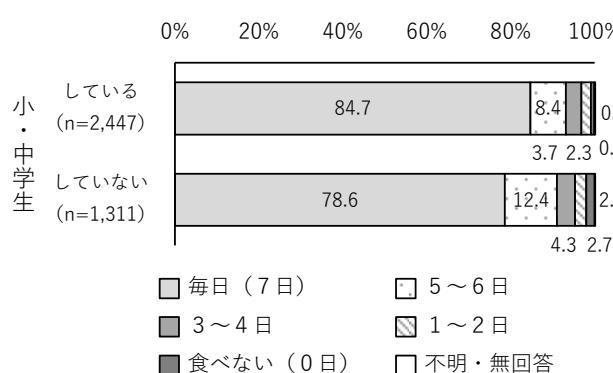
○定期的に運動・スポーツを実施していると回答した割合は、小学生・中学生ともに平成25年度調査より低下しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、外出や接触が制限されたことが要因の一つとして考えられます。

○定期的な運動・スポーツ実施の有無から朝食摂取や就寝時刻、睡眠時間を見ると、していない場合に欠食や深夜の就寝、睡眠時間の減少がみられます。運動・スポーツの実施が、健康な生活習慣の確立に影響を及ぼしている可能性がうかがえます。

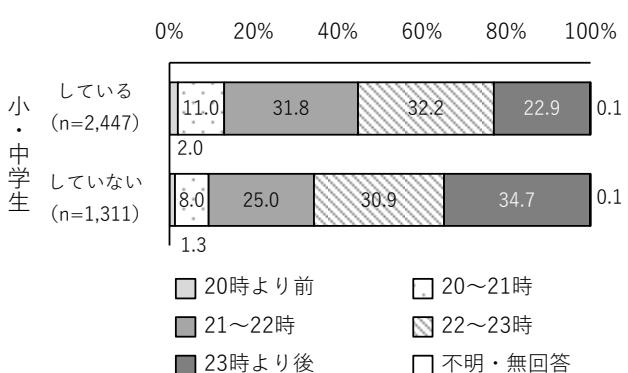
■体育の授業以外で定期的に運動・スポーツを実施しているか



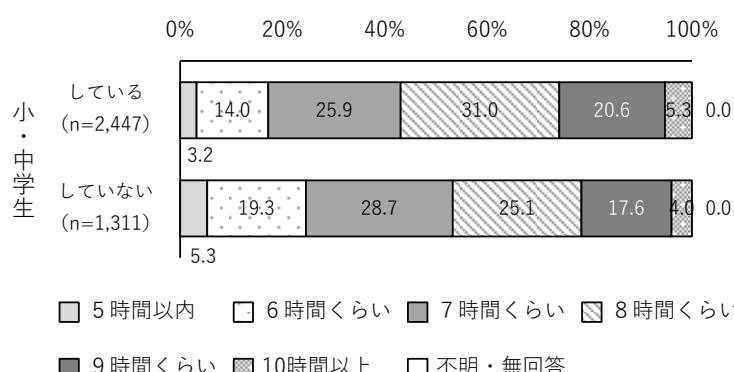
■毎朝朝食を摂っているか



■平日の就寝時刻は何時か



■平日の平均睡眠時間

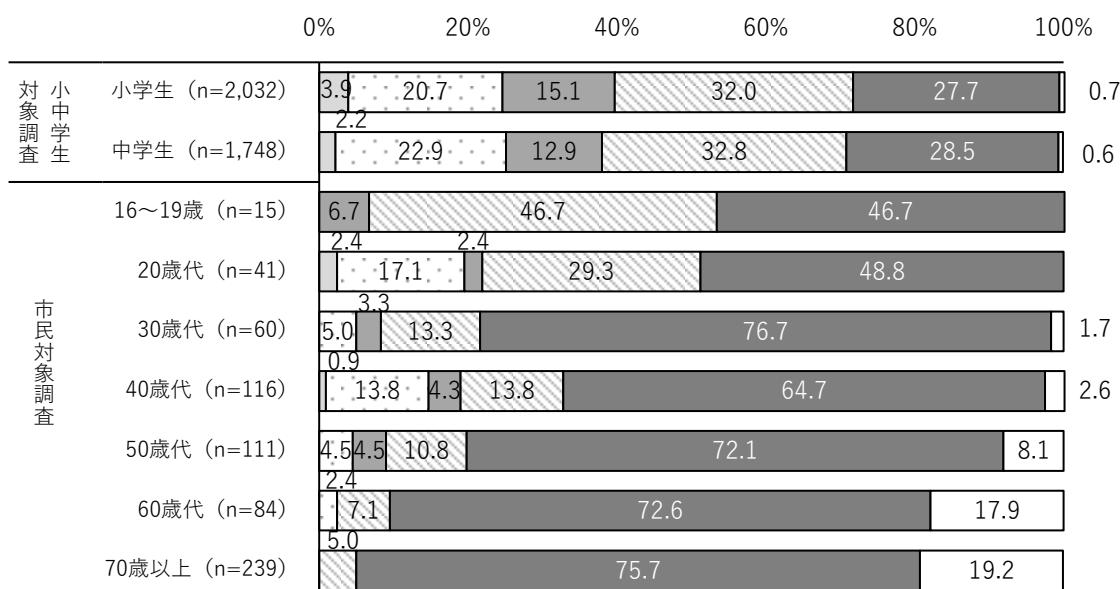


⑤新しいスポーツに対するニーズを受け止められる環境が必要です。

○アーバンスポーツについては、小中学生のうちの約 25%が実施したことがあると回答しています。市民対象調査では、実施経験のある方は少ないものの、特に若い世代において関心が高くなっていることがわかります。

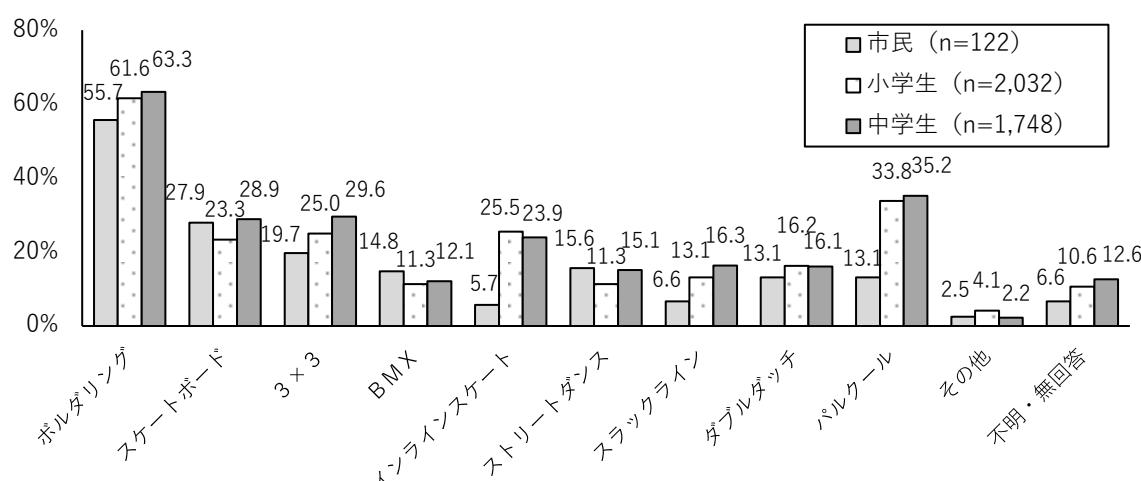
○各種アーバンスポーツのうち、特にボルダリングに高い関心が集まっています。それ以外にも、スケートボードや3×3など、オリンピックで取り上げられた種目も関心が高まっています。なお、本市ではパルクールを通じたシティプロモーションを実施していますが、事業の成果として、小中学生においてパルクールに対する関心が高まっていることがわかります。

■アーバンスポーツの実施経験・実施意向



- 現在、アーバンスポーツを継続的に実施している
- 実施・体験したことはあるが、継続はしていない
- 実施したことはないが、体験してみたいと思っている
- 実施したことはないが、興味がある
- 実施・体験したことがなく、今後もするつもりはない
- 不明・無回答

■実施したことがある・体験してみたいアーバンスポーツの種類



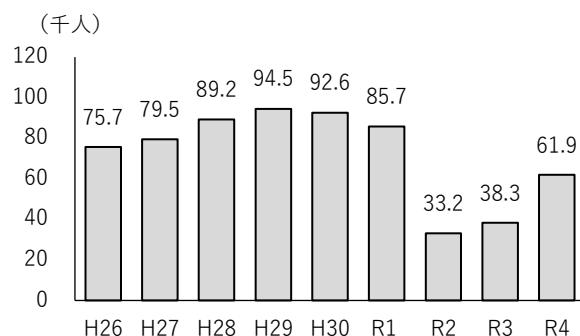
基本方針2 スポーツ施設の機能充実

①施設利用者数は減少傾向にあり、利用者数の回復に取り組む必要があります。

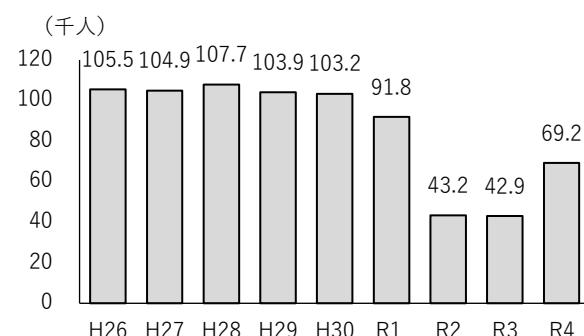
○田辺中央体育館については、おおむね7～9万人の利用者で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大した令和2年度以降の利用者数は3～4万人程度で、ピーク時の平成29年度と比べて1/3近くまで利用者が減少していますが、令和4年度は前年度と比べて大幅に増加しており、利用者数の回復傾向がみられます。田辺公園プールも同様に、令和2年以降は利用者数が4万人程度まで落ち込んでいますが、令和4年度には利用者数が増加しています。

○市内の有料公園施設等についても傾向は同様で、これまで合計でおおむね17～20万の利用者で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の利用者数は約12万人で、ピーク時の平成30年度と比べて約4割の利用者減となりました。一方で、令和4年度には利用者数は増加しており、令和元年度と同程度まで回復していることがわかります。

■田辺中央体育館アリーナ利用者数の推移

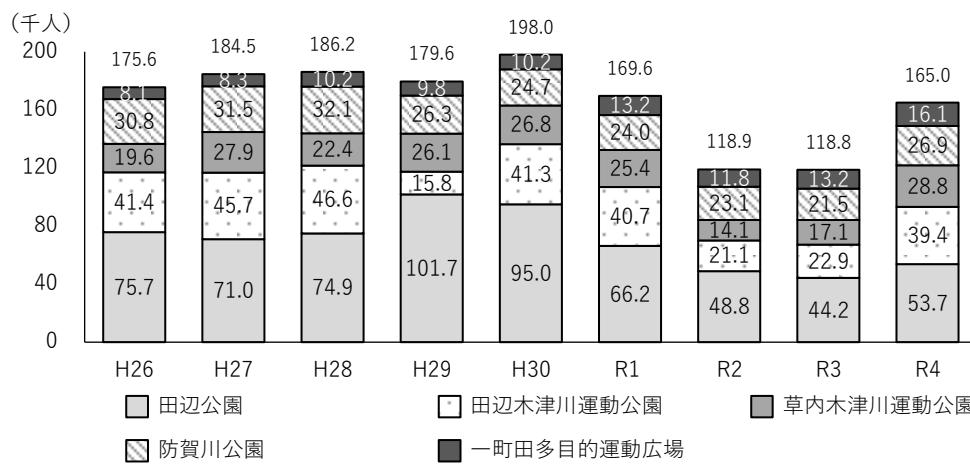


■田辺公園プール利用者数の推移



資料：京田辺市「京田辺市統計書」

■市内有料公園施設等利用者数の推移



資料：京田辺市「京田辺市統計書」

②既存施設の改修・整備も進めながら、多様なニーズに対応できる環境を充実させる必要があります。

○スポーツ施設については、「京田辺市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に長寿命化を進めているところです。特に田辺中央体育館は築30年以上が経過しており、長寿命化工事や空調設備の整備など、順次対策を進めています。

○平成29年度には田辺公園プールの長寿命化、令和元年度には防賀川公園人工芝の改修工事を実施したほか、令和2年度には田辺中央体育館アリーナの床全面改修及び輻射式空調設備の導入、令和3・4年度には田辺公園の野球場やテニスコート照明のLED化など、安全かつ快適に利用できるよう施設改修を進めてきたところです。

○市民対象調査・団体対象調査では、市が力を入れて取り組むべきこととして「公共スポーツ施設の整備・改修」が上位項目となっています。安全に利用できる空間の確保に加え、利用しやすさや多様なニーズに対応できる施設のあり方について検討を進めていく必要があります。

■施設の改修箇所



令和元年度
防賀川公園
フットサルコート
人工芝改修事業



令和2年度
田辺中央体育館
大規模改修事業

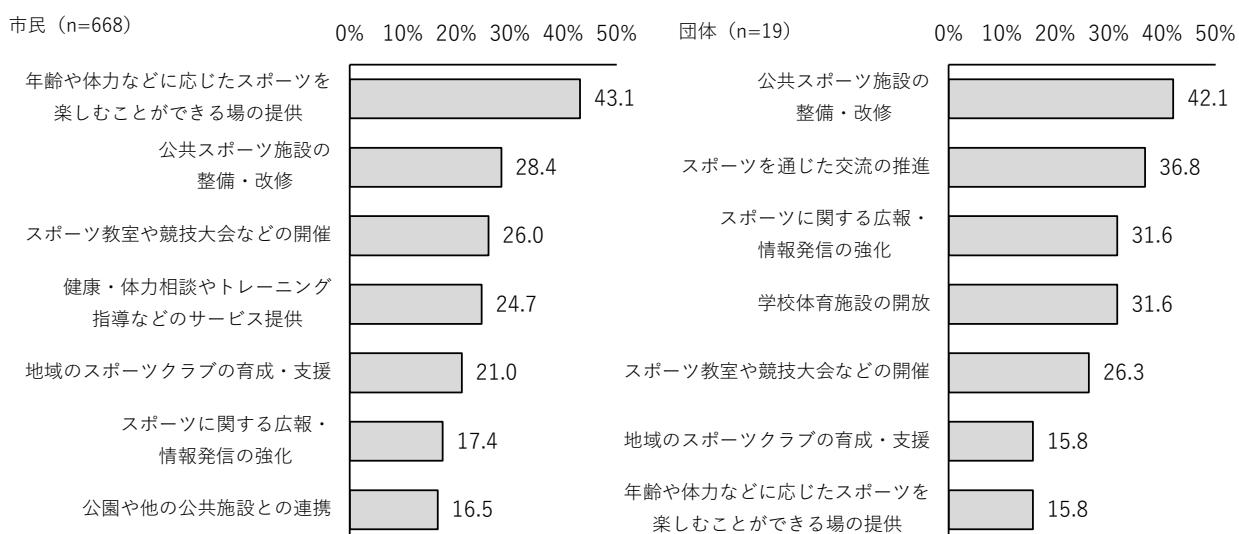


令和3年度
田辺公園野球場
LED化等改修事業



令和4年度
田辺公園テニスコート
LED化等整備事業

■スポーツ活動推進のために、市が力を入れて取り組むべきこと（上位7位を掲載）

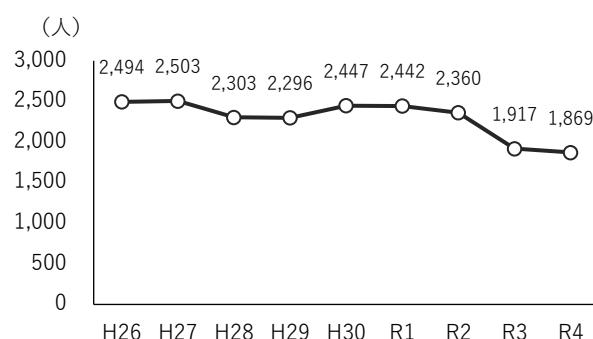


基本方針3 スポーツ団体・スポーツクラブの育成

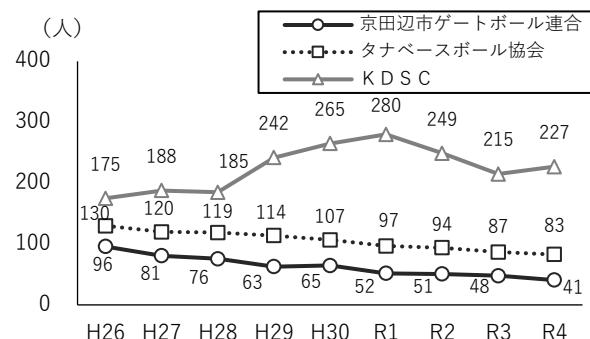
①スポーツ団体の規模は縮小傾向にあり、復調が求められます。

- N P O 法人京田辺市スポーツ協会の会員数は令和2年までは2,000人以上で推移していましたが、新型コロナウィルス感染症の拡大以降は2,000人以下まで減少しています。
- 京田辺市ゲートボール連合、タナベースボール協会も参加者数が減少しています。新型コロナウィルス感染症拡大以前より減少が続いており、少子化の進行や高齢者の参加縮小が背景にあると考えられます。
- K D S C（京たなべ・同志社スポーツクラブ）の参加者数は、近年は250人前後で推移しています。なお、K D S Cへの参加意向をみると、市民調査ではH25調査と比べて参加意向が低下していますが、小学生・中学生の参加意向は上昇しています。

■京田辺市スポーツ協会会員数の推移

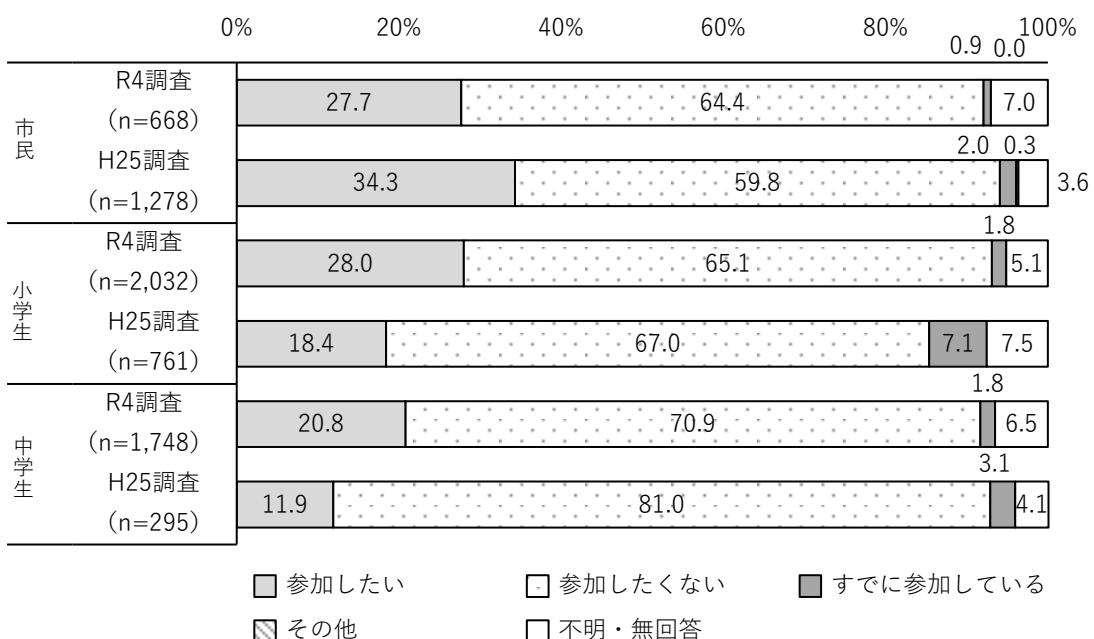


■その他協会の会員数の推移



資料：各団体より提供

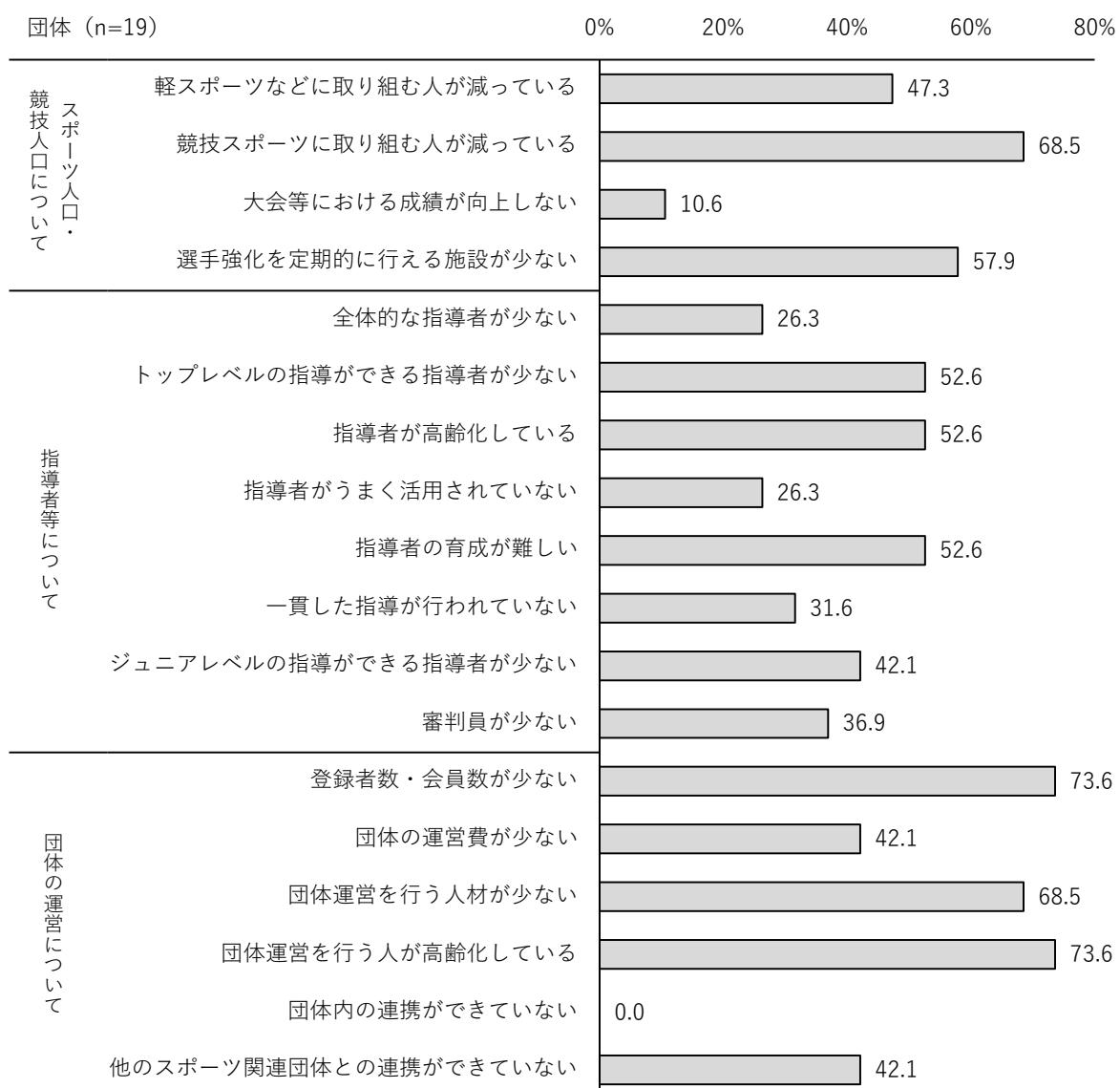
■K D S Cへの参加意向



②団体の活動規模縮小に加えて、指導者の確保・育成が課題となっています。

- スポーツ人口に関する課題として、競技スポーツや軽スポーツなど、各種スポーツに取り組む人の数が減少しているという意見が多くなっています。また、団体運営に関する課題としても、会員数の減少や高齢化が進んでいるという回答が多くみられます。
- 指導者等に関する課題として、指導者の高齢化をはじめ、トップレベルの指導ができる指導者の確保、指導者の育成が難しいという回答が多くみられます。

■スポーツ実施における団体の課題認識（「思う」「どちらかというと思う」の合算）

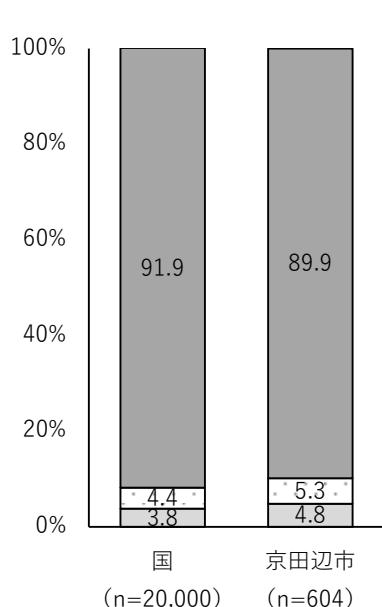


基本方針4 スポーツを支える人材の育成と確保

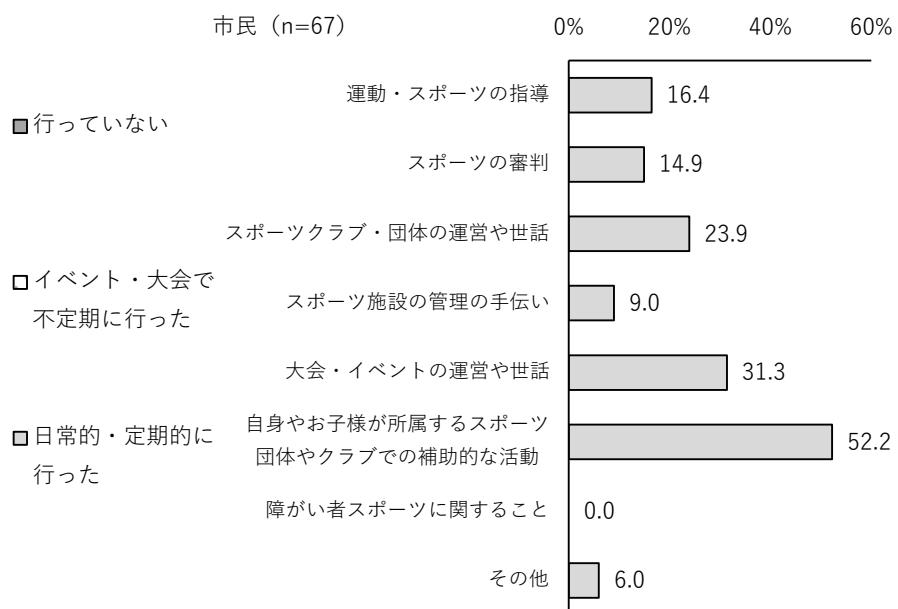
①友人や家族をきっかけとしたボランティア参加の傾向がみられます。

- スポーツに関するボランティアの参加状況は、何かしらの形で参加したという回答が約1割で、国の値を若干上回っています。その活動内容としては、自身や子どもが所属する団体等での補助的な活動や、大会・イベントの運営支援が多くなっています。
- ボランティア参加のきっかけとしては、好きなスポーツであることのほか、家族や友人の参加という回答が多くなっています。子育て世帯の多い本市の特徴として、子どもをきっかけとしたイベント参加がボランティア参加につながっていることがうかがえます。

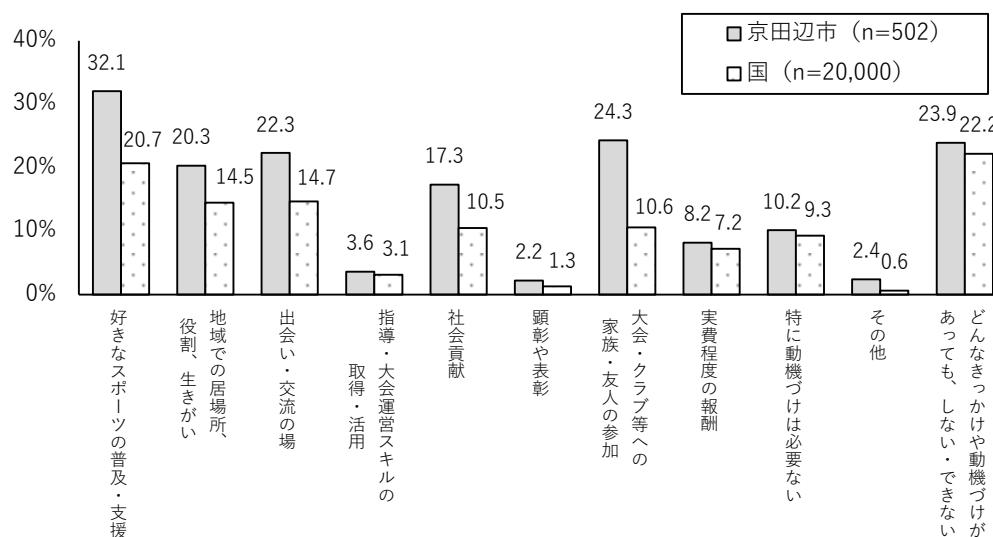
■ボランティアの参加状況



■ボランティア参加者の活動内容の内訳



■ボランティアに参加するためのきっかけ・動機づけとして必要だと思うこと



(4) 課題のまとめ

スポーツ推進における今後の課題を、以下の通りに整理しました。

基本方針1

全てのライフステージで楽しめる スポーツ機会の提供



- 働き盛りの世代の運動率が低下しているため、ライフスタイルにあわせて気軽にスポーツに取り組めるような機会や環境を提供することが大切です。
- 個人ができるスポーツへの嗜好が高まっている中、身近な場所でスポーツに取り組める環境を充実させることも求められます。
- 情報を入手しやすい環境づくりも、スポーツに親しむきっかけを提供するために必要となります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや大会の開催が制限されていたことも背景として、あらためてスポーツに関するイベントや教室の開催を望む声が多くなっています。
- スポーツによる地方創生も重要視される中、大学や企業等との連携も視野に入れながら、まちの魅力創出に取り組むことも重要となっています。
- アーバンスポーツについては、オリンピックの種目としても採用され、競技人口も増えつつある中、本市においても特に若い世代において一定の関心がみられることから、活動の活性化に向けては、実施できる環境づくりを進めることが求められます。

基本方針2

スポーツ施設の機能充実



- 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用者が大幅に減少しています。5類移行によってスポーツに関わる機会が復調していく中、誰もがスポーツに親しむことのできる場として利用者の回復に取り組む必要があります。
- 既存のスポーツ施設の多くは、設置から長い期間が経過しており、老朽化への対応が大きな課題となっています。現在も安全かつ快適に利用できるよう施設改修を進めていますが、利用者のニーズを把握しつつ、引き続き計画的に修繕や改修を進めていく必要があります。
- 競技種目やスポーツ施設に対するニーズも多様化しています。身近にスポーツに親しむことができる施設としての機能を維持しながら、バリアフリー化・多様性社会への対応や施設予約等の利便性など、長期的な目線で市民ニーズに柔軟に対応できる施設の運用及び整備・改修が必要になります。

基本方針 3

スポーツ団体・ スポーツクラブの育成



- 高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響によって、団体の参加者数は減少傾向にあります。京田辺市スポーツ協会をはじめとするスポーツ団体は地域のスポーツ振興を担う中心的組織であるという認識のもと、活動活性化に向けた支援を継続する必要があります。
- K D S Cについても、参加者数が減少傾向にありますが、アンケート調査では小学生の参加意向が以前よりも高まっています。学校のクラブ活動では体験できない種目もあることが魅力の一つと考えられるため、活動内容の周知を引き続き進めていく必要があります。
- K D S Cの活動をはじめ、本市のスポーツ推進の様々な面において同志社大学と連携を進めてきました。大学との連携は、指導者の確保・養成やハイレベルなスポーツに触れることのできる機会づくりなど、スポーツ推進の様々な面でプラスの効果が期待されるため、引き続き連携の強化に取り組む必要があります。

基本方針 4

スポーツを支える人材の 育成と確保



- 関係団体の課題認識として、指導者の不足・高齢化や団体運営を行う人材の高齢化を懸念する意見が多くみられます。
- 指導者の不足は団体の活動内容や競技レベルの低下などにつながる可能性があるため、関心のある方が必要な知識や技能を身につけることのできる機会提供を進めていく必要があります。
- 本市出身の選手がオリンピックに出場するなど、トップレベルのアスリートも輩出しています。プロスポーツチームやトップアスリートとの連携を通じて、市民のスポーツに対する関心を高めることや、本市のスポーツのレベルを高めていくことも大切な視点です。
- 市民のスポーツに関するボランティアの参加率は低くなっています。アンケートでは、家族が参加する場合にボランティア参加意向が高くなっていることから、子どもと一緒に取り組むスポーツに関する講座や研修の開催など、ターゲットを明確にした取組を進めていく必要があります。

3 今後のスポーツ施策の方向性

(1) 計画の基本理念

本市は、豊かなみどりに彩られた良好な生活環境を有し、交通の要衝でありながらも充実した医療や教育、産業も集積した、暮らし全般において魅力あるまちです。市内では、ハンドボールをはじめとした多種多様なスポーツが活発に展開されており、現在も進む人口流入を背景として、今後もさらなる運動やスポーツ活動の活性化が期待されています。

前回計画では、「はじめよう ずっとスポーツ 京田辺」を基本理念としてスポーツ施策を推進してきました。その間にも、全国小学生ハンドボール大会やツアーオブ・ジャパン京都ステージの開催など、全国規模のイベントが定期的に開催されるまちとしての地位を確立してきました。また、本市出身のハンドボール選手がオリンピックに出場するなど、まちの個性を育みつつ、競技レベルの向上にも取り組んできたところです。

一方で、令和元年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ活動は大きく制限されましたが、あらためて人と人とのつながりの大切さが再認識された機会でもあり、スポーツを通じた交流や協力は、つながりを結びなおし、様々な活動を進めていく大きな力となることも期待されています。

本市では、本市に関わるすべての方々がスポーツを通じて元気になり、自己実現を果たすとともに、スポーツを通じて誰もがつながり、協力しあうことで本市を一層魅力あるまちにしていくことのできるスポーツ施策を推進していきます。そのために、本市がこれまで培ってきた個性や地域資源を活かしつつ、スポーツの持つ力が十分に発揮されるまちとしていくことを本計画の最大の目標として、スポーツ分野における新たなまちの基本理念を以下の通りに掲げます。

基本理念

**みんなのチャレンジに
エールをおくるまち 京田辺**

基本理念の考え方

スポーツ推進計画の目的は、市民が自身の能力や関心に応じて、「する」「みる」「ささえる」など、様々な形でスポーツに関わることのできる機会を提供することにあります。本市では、市民が自発的にスポーツに関わることを「チャレンジ」と捉え、スポーツに関わる様々な機会を積極的に提供することで、市民一人ひとりのチャレンジを後押しする（＝「エールをおくる」）ことのできるまちとしていくことを目指し、上掲の基本理念を設定しています。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向け、以下の4つの基本方針を掲げます。

基本方針 1 誰もがいつでもスポーツを楽しめる環境づくり

性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、すべての市民がそれぞれのライフステージや関心などに応じて運動・スポーツを楽しむことができるよう、多様なニーズに応じた施策の展開やスポーツを通じた相互理解の促進に取り組むとともに、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、体力の維持向上や健やかな心身の育成に向けたスポーツ活動の促進に取り組みます。

基本方針 2 スポーツを通じたにぎわいの創出

スポーツイベントや大会の開催、世代間交流の促進など、まち全体や地域レベルでのスポーツを通じたにぎわいづくりに取り組みます。また、新しいスポーツに対するニーズへの対応、プロチームや本市と関わりのあるアスリートとの連携、民間企業や大学との連携等を通じて、スポーツの推進をはじめ、教育や文化芸術、産業や観光など、まちづくりの様々な分野の活性化を図るとともに、市民のシビックプライドの醸成に取り組みます。

基本方針 3 スポーツに携わるひと・団体への支援

安全なスポーツの実施やより高いレベルへの到達を支えることのできる指導者の確保・育成に取り組むとともに、スポーツを支えるスポーツボランティアの育成や活動支援を進めます。また、スポーツに親しむ機会の拡大やにぎわいづくりにつながるイベントの開催など、活動団体の活動支援や連携強化にも取り組みます。

基本方針 4 スポーツを楽しむための安全で便利な環境づくり

既存のスポーツ施設の改修による安全な運動・スポーツ実施環境の確保や、市民ニーズに対応できる施設機能についての検討を進めるとともに、学校体育施設の活用等による運動・スポーツ実施機会の充実に取り組みます。また、様々な情報媒体による情報発信や、ＩＣＴを活用したサービス利用環境の整備を行うことで、市民がより運動・スポーツにアクセスしやすい環境づくりにも取り組みます。

(3) 施策体系

基本理念

みんなのチャレンジに エールをおくるまち 京田辺

基本方針 1

誰もがいつでも
スポーツを楽しめる
環境づくり

施策 1 子どもがスポーツに参加できる機会の提供

施策 2 働いている方や子育て世代などのスポーツ意欲醸成

施策 3 高齢者がスポーツを楽しむ機会の提供

施策 4 スポーツを通じた共生社会の実現

基本方針 2

スポーツを通じた
にぎわいの創出

施策 1 スポーツイベントの開催

施策 2 スポーツを通じたつながりづくり

施策 3 連携を通じたスポーツの活性化

施策 4 スポーツによるまちの魅力創出

基本方針 3

スポーツに携わる
ひと・団体への支援

施策 1 指導者の確保・育成

施策 2 地域のスポーツを支える方々への支援

施策 3 スポーツ団体・スポーツクラブの活性化

基本方針 4

スポーツを楽しむ
ための安全で便利な
環境づくり

施策 1 スポーツに親しみやすい環境の整備

施策 2 情報提供・相談支援体制の充実

4 施策の展開

基本方針 1

誰もがいつでもスポーツを楽しめる環境づくり

性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、すべての市民がそれぞれのライフステージや関心などに応じて運動・スポーツを楽しむことができるよう、多様なニーズに応じた施策の展開やスポーツを通じた相互理解の促進に取り組むとともに、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、体力の維持向上や健やかな心身の育成に向けたスポーツ活動の促進に取り組みます。

基本方針に基づく施策

施策 1 子どもがスポーツに参加できる機会の提供

施策 2 働いている方や子育て世代などのスポーツ意欲醸成

施策 3 高齢者がスポーツを楽しむ機会の提供

施策 4 スポーツを通じた共生社会の実現

▼基本方針の成果指標

指標名	単位	現状値 (R4)	目標値 (R13)
スポーツの実施率 アンケート調査において、20歳以上の市民が、週1日以上スポーツを行うと回答した割合	%	59.0	70.0
運動をすることが好きな児童生徒の割合 アンケート調査において、運動やスポーツを「するのも、見るのも好き」「するのが好き」と回答した割合	%	64.7	70.0

施策1 子どもがスポーツに参加できる機会の提供

幼少期からスポーツに親しみ、楽しむことは、子ども自身の健康な身体の発育だけでなく、継続してスポーツに取り組みたいという意識の高まりからのスポーツの習慣化、達成感・自尊心の獲得や協調性の醸成など、精神の健全な成長にも様々な面で大きく寄与します。

子どもの成長に合わせて、学校や地域等と連携しながら、スポーツに参加するきっかけづくりをはじめ、楽しみながら継続的に関わることができる機会と環境の充実を図ります。

具体的な取組

①幼児期運動指針に基づく、取組の実践

- ・幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身につけてもらうために、幼稚園や保育所などで幼児期運動指針に基づく取組の実践を行います。
- ・保護者にその意義を理解してもらうために、親子スポーツ教室などの開催や広報紙・ホームページ等を活用した情報提供を行います。

②小中学校でのスポーツ活動の充実

- ・児童や生徒の体力等について現状を把握し、学校の授業や部活動等を充実させ、子どもの体力や運動機能の向上を図ります。
- ・新学習指導要領に基づく、「体つくり運動」の推進を図ります。また、それに対応するための授業の改善や教員の指導力向上に努めます。

③様々な遊びの紹介

- ・地域や学校において開催している「子どもの居場所づくり活動」や「放課後子ども教室」において、様々な遊びを紹介し、その楽しさを体験することにより、子どもたちが遊びに積極的・継続的に親しむことができるよう支援します。

④ハンドボール競技への参加促進

- ・継続してハンドボールの活動を支援するとともに、ハンドボールにふれる機会をつくり、試合等交流の機会・場の設定の推進を図り、競技・交流を通じて体力の向上を図ります。

⑤放課後や休日のスポーツ活動の促進

- ・スポーツ少年団への加入を周知啓発するなど、学校だけでなく地域で安心してスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。
- ・部活動地域移行に向けて、関係機関との連携をさらに深め、充実したスポーツ活動ができるよう環境づくりを進めます。

施策2 働いている方や子育て世代などのスポーツ意欲醸成

青年期はライフスタイルの変化により、継続的なスポーツ活動の機会が減少しやすくなり、壮年期は身体的に体力や運動機能が緩やかに低下を始める時期でもあります。また、子育て世代は育児や家事、仕事が忙しく、自身の健康はつい後回しになりがちです。

これらの世代におけるスポーツ活動の推進として、環境の変化に応じたスポーツ習慣や、子育てしながらでも気軽にスポーツに親しめる機会の創出、意識的に運動・スポーツ活動を行える場づくりを図ります。

具体的な取組

①働いている方も参加しやすい機会づくり

- ・スポーツをしたくても時間的余裕がない人に対し、仕事前や休憩時間でも気軽にできる運動等の事例とその効果の紹介や、家庭でも行える「日常ながら運動」を推進します。
- ・個人の体力や生活のリズムに合わせた運動プログラムの提供や教室を開催し、生活の中に運動・スポーツ活動の定着化・日常化を目指します。
- ・夜間や休日などに体験できる各種スポーツ教室等のプログラムの提供を進めます。
- ・スタンプラリー方式のウォーキングで、個人単位で好きな時間に参加できる「テクテクたなウォーク」を実施します。

②子育て世代も参加しやすい機会づくり

- ・育児サポートが付帯しているスポーツ教室を開催し、子育て世代のスポーツ活動への参加支援を行います。
- ・親子で参加できるスポーツ教室やイベントの開催など、子どもと親と一緒に楽しみながら体を動かすことができる環境や機会を充実させます。



京田辺市とハンドボールについて

京田辺市は「小学生ハンドボーラーの聖地」と呼ばれています。

昭和 63 年に開かれた第 43 回国民体育大会（京都国体）において、本市がハンドボール競技大会となったのを契機に、毎年、本市で小学生ハンドボールの全国大会が開かれています。

東京オリンピックに出場した本市出身の選手もあり、全国の小学生ハンドボーラーが京田辺市でプレーすることを目指し、日々練習に励んでいます。

施策3 高齢者がスポーツを楽しむ機会の提供

高齢者にとってのスポーツは、健康増進や介護予防だけでなく、生きがいや仲間づくりにもつながり、心身の健康づくりにとって重要な役割を果たします。

高齢者のための健康づくりや生きがいづくりという視点に加え、仲間との交流や地域への関わりなど、社会参加のきっかけともなるような運動・スポーツ実施機会の提供を進めます。

具体的な取組

①高齢者が日常的にスポーツができる環境づくり

- ・歩くことで介護予防につなげることを目的とした「みんなで歩こうウォーキング」を実施します。
- ・高齢者が自ら健康づくりに取り組んでいくことができるよう居場所づくり支援やボランティアによる体操拠点活動を支援します。

②高齢者のスポーツ活動を通じた生きがいづくりへの支援

- ・介護予防を含めた講座・教室・イベント等を開催し、運動習慣の定着を図るとともに教室等を通じた仲間づくりを目指します。

施策4 スポーツを通じた共生社会の実現

心身の特性などによってスポーツを始める機会や継続する機会が限られてしまうことがないように、障がいのある人がスポーツに親しむきっかけづくりの充実や、誰もが一緒にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。

具体的な取組

①障がいのある人のスポーツ活動の推進

- ・障がいの種別や程度、経験やニーズに応じ、必要な配慮をしつつ、スポーツに楽しめる機会を提供します。
- ・障がいのある人がスポーツに親しめるよう、障がい者スポーツに習熟した指導者の確保や育成を図ります。

②ニュースポーツの普及啓発

- ・スポーツ推進委員を中心に、地域でのニュースポーツ普及に努めます。
- ・年齢や障がいの有無を問わず、誰もが一緒にスポーツを楽しむことができる、ニュースポーツの考え方の啓発や、実施機会の提供を進めます。

基本方針 2

スポーツを通じたにぎわいの創出

スポーツイベントや大会の開催、世代間交流の促進など、まち全体や地域レベルでのスポーツを通じたにぎわいづくりに取り組みます。また、新しいスポーツに対するニーズへの対応、プロチームや本市と関わりのあるアスリートとの連携、民間企業や大学との連携等を通じて、スポーツの推進をはじめ、教育や文化芸術、産業や観光など、まちづくりの様々な分野の活性化を図りながら各種スポーツへの関心を高めるとともに、市民のシビックプライドの醸成や市外から訪れる交流人口の拡大に取り組みます。

基本方針に基づく施策

- 施策1 スポーツイベントの開催
- 施策2 スポーツを通じたつながりづくり
- 施策3 連携を通じたスポーツの活性化
- 施策4 スポーツによるまちの魅力創出

▼基本方針の成果指標

指標名	単位	現状値 (R4)	目標値 (R13)
スポーツイベント参加者数 市・指定管理者主催のスポーツイベントの延べ参加者数	人	13,927	22,000
トップレベルのスポーツにふれる機会の提供回数 トップアスリートやプロ競技団体等の連携イベントや取組の実施回数	回	1	3
スポーツを観戦した割合 アンケート調査において、現地またはテレビ等でスポーツを観戦したと回答した割合	%	92.4	95.0

施策1 スポーツイベントの開催

現在、スポーツをしていない人やこれからスポーツを始めようとする人にとって、スポーツイベントの開催は、老若男女問わず誰でも参加しやすいことから、その紹介・普及に努めます。

また、スポーツイベントを通じて本市を訪れる人が増えることで、スポーツ施設の有効活用を図ることができるといったメリットもあります。スポーツイベントやスポーツ大会を通じて本市を訪ってくれた人と市民が交流できる機会の提供を図ります。

具体的な取組

①スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興

- ・気軽に参加できるイベントや大会の開催、スポーツ推進委員との連携によるスポーツ・レクリエーション活動の紹介・普及活動を支援します。
- ・地域スポーツ大会の持続的な開催に向け、各地域やNPO法人京田辺市スポーツ協会と連携し、運営の担い手を育成・支援します。
- ・アーバンスポーツなど、時代のニーズに合った競技・種目の普及を目指します。

②各種スポーツ大会の充実

- ・全国小学生ハンドボール大会について、参加者の満足度を高めるとともに、各種団体などとの連携により、にぎわいの創出を図ります。
- ・市民総合体育大会を子どもから高齢者・障がいのある人を含めた愛好者が誰でも参加できるよう、多様化するニーズに対応して適宜開催種目や内容を見直し、参加人数の増加を図ります。

③スポーツにおける顕彰

- ・国内外のスポーツ大会で優秀な成績を収めた団体や個人・地域でスポーツ推進に貢献した役員や指導者を京田辺市スポーツ賞として表彰し、広く市民に広報します。
- ・権威ある国内外の大会に出場する個人または団体に対して激励金の交付や激励会を開催することで競技者の意欲の向上を図るとともに、広く市民に紹介し、スポーツに対する関心を深めます。

④国際競技大会の推進

- ・国際自転車ロードレース「ツアーオブジャパン京都ステージ」を開催するとともに、日常的に自転車を楽しめる取組を推進します。
- ・ワールドマスターズゲームズ2027関西のハンドボール競技を本市において開催し、生涯スポーツの機運を醸成します。

施策2 スポーツを通じたつながりづくり

地域に根付いているスポーツ活動や、それぞれのコミュニティ単位で行われているスポーツ活動を奨励し、地域の様々な人々とつながりを持ち、相互理解を深めたりすることのできるスポーツ事業を展開して世代間の交流を促し、お互いの絆を深め、地域の活性化につなげます。

具体的な取組

①世代間交流の推進

- ・グラウンドゴルフやカローリング等、性別・年齢を問わず取り組むことができ、世代間交流を促すスポーツイベントやレクリエーション活動の開催を促進します。
- ・地域単位で行われるスポーツイベント・レクリエーション活動への参加を促し、開催の促進と支援を行います。

②スポーツを通じたつながりづくりの創出

- ・スポーツを通した人と人とのつながりが地域の活性化につながるよう、地域団体や競技団体におけるスポーツ活動の推進を図ります。

施策3 連携を通じたスポーツの活性化

トップアスリートからスポーツ指導を受けたり、経験談を聞いたりする体験は、「みる」スポーツの活性化につながるほか、スポーツの楽しさや魅力を伝えるためのよい機会であるとともに、指導者の技術の向上にもつながります。トップアスリートを招いたスポーツ教室の開催や、市内のスポーツ施設を会場としたレベルの高い試合等の観戦機会の提供、企業や団体との連携を通して、市民のスポーツへの参加促進を図ります。

具体的な取組

①プロチームやトップアスリートとの連携

- ・京都サンガ F.C.などのプロチームや国内外で活躍するトップアスリートと連携し、「見る・親しむ」機会の提供や運動習慣の確保、競技力や指導力の向上に取り組みます。

②同志社大学との連携

- ・同志社大学競技スポーツ応援促進事業として、多くの市民が大学スポーツに興味・関心を持ち、大学を身近な存在として感じる取組を図ります。
- ・同志社大学との連携を一層強化し、活動のための施設の提供やトップアスリート指導者の確保に努め、活動種目の拡大や年間継続したスポーツ活動を推進します。

③民間との連携

- ・持続可能なスポーツ環境の維持・充実のために、市内にある民間スポーツ施設との連携のあり方について、調査・検討を進めます。
- ・民間事業者のノウハウを活用し、体操や水泳などのスポーツ教室の拡大を図ります。

施策4 スポーツによるまちの魅力創出

スポーツは体力向上や健康増進に効果があるだけでなく、人と人をつなげる役割を果たし、地域の活性化にも大きな効果をもたらします。近年は、スポーツを通した地方創生という視点からも、まちの魅力創出に取り組むことが重要となっています。

今後は、新たなスポーツのコンテンツの磨き上げにも取り組むとともに、まちづくりにスポーツを最大限活用し、観戦やイベントへの参加のために本市を訪れる人を呼び込み、地域活性化につなげます。

具体的な取組

①新しいスポーツへの対応

- ・スポーツ施設や公園等、既存の資源を有効活用し、アーバンスポーツなどの新たな種目を実施できる場所の確保を検討します。

②スポーツを活用したまちづくりの推進

- ・関係機関との連携のもと、大規模スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致、スポーツを通じた交流促進を行い、交流人口の拡大などのまちの魅力創出に取り組みます。

アーバンスポーツについて

「アーバンスポーツ」とは、スケートボード、スポーツクライミング、自転車のBMXフリースタイルなど若者に人気のある都市型スポーツを指す言葉です。東京オリンピックで採用された種目もあり、近年注目が高まっています。

▼アーバンスポーツの例



パルクール

走る・跳ぶ・登るといった「移動」に重点を置き、まちや自然環境の中を自分の身体能力だけで滑らかに素早く通り抜ける競技です。



ボルダリング

安全のための器具を身につけて岩やカベをのぼる「クライミング」の一種で、ロープを使わず、落ちても大きなケガにならない3～5mほどの高さの壁を登るスポーツです。



3×3（スリーエックスリー、3人制バスケットボール）

ストリートでのバスケットボールがもととなった、バスケットボールの試合形式のことを指します。通常は5人対5人で試合を行いますが、3×3では、3人対3人で試合を行います。

基本方針 3

スポーツに携わるひと・団体への支援

安全なスポーツの実施やより高いレベルへの到達を支えることのできる指導者の確保・育成に取り組むとともに、スポーツを支える人材の育成や活動支援を進めます。また、スポーツに親しむ機会の拡大やにぎわいづくりにつながるイベントの開催など、活動団体の活動支援や連携強化にも取り組みます。

基本方針に基づく施策

施策1 指導者の確保・育成

施策2 地域のスポーツを支える方々への支援

施策3 スポーツ団体・スポーツクラブの活性化

▼基本方針の成果指標

指標名	単位	現状値 (R4)	目標値 (R13)
京田辺市スポーツ協会会員数 京田辺市スポーツ協会の会員数	人	1,869	2,300
K D S C会員数 京たなべ・同志社スポーツクラブの会員数	人	227	300
スポーツ推進委員活動件数 スポーツ推進委員の活動件数	件	163	250

施策1 指導者の確保・育成

市民が安全に効果的に競技スポーツに親しむためには、優秀な指導者の確保と指導機会の提供が必要です。指導者の育成・確保に向けて、講座や研修などによる人材育成や資質向上に加え、やりがいや活動意欲を維持するための活動機会の充実を図ります。

具体的な取組

①指導者の確保

- ・障がい者スポーツに習熟した指導者の確保を図ります。
- ・子どもの運動や遊びに関わる指導者を人材バンクに登録・活用します。
- ・市生涯学習人材バンク制度を活用し、スポーツ指導者を確保するとともに、指導者が活躍できる環境づくりを推進します。

②指導者の育成

- ・NPO 法人京田辺市スポーツ協会やスポーツ推進委員、京たなべ・同志社スポーツクラブと連携し、指導者講習会や実技講習会を通して、指導者の育成を図るとともに資格の取得を促します。
- ・競技スポーツの指導だけでなく、健康づくりや交流目的に誰もが手軽に取り組むことができる競技の指導者の育成を図ります。

③安全性配慮に向けた指導

- ・スポーツ事故防止に積極的に努め、それらを実践するための取組を推進するとともに、スポーツに関する保険制度の活用など、事故対応の意識啓発を促進します。
- ・指導者が、不測の事態に備え、速やかに AED（自動体外式除細動器）を使用できるよう、普通救命講習の受講を促します。

施策2 地域のスポーツを支える方々への支援

スポーツの振興を図る上で、スポーツをする場所や機会だけではなく、スポーツの楽しさや技術を伝える役割である人や、スポーツ大会等におけるボランティアなど、スポーツを「ささえる」人材の育成も欠かせないものとなっています。

スポーツ推進委員の活動をさらに充実させるための取組として、スポーツ推進委員の役割について理解促進を図り、実技指導や地域のスポーツ活動の推進役としての資質向上に努めます。また、スポーツボランティアの資質の向上や、ボランティアとしての参加のきっかけづくりの支援を行っていきます。

具体的な取組

①スポーツ推進委員の活動の充実

- ・スポーツ推進委員としてのさらなる資質向上と技能の習得を図るために、定期的な研修会の開催を実施します。
- ・地域におけるスポーツ推進委員の役割を周知し、市民に対して地域におけるスポーツの指導及び普及、並びに推進を行います。
- ・スポーツ推進委員の人材確保に努めるとともに、地域におけるスポーツ活動の活性化のためNPO法人京田辺市スポーツ協会及び京たなべ・同志社スポーツクラブと連携し、ニーズの把握に努め、地域のスポーツ活動の支援等を行います。

②スポーツボランティア活動の支援

- ・各種スポーツ大会において、スポーツボランティアを育成し活用することにより、市民のスポーツ活動を支える取組を進めます。
- ・ワールドマスターズゲームズ2027関西が2027年5月に開催されることに伴い、大会の機運醸成を図るとともに、大会を支えるボランティアについても啓発を図ります。



スポーツ推進委員について

「スポーツ推進委員」とは、スポーツ基本法32条に基づき、市町村におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進のための事業の実施に関する連絡調整や、市民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う方のことです。

京田辺市では、スポーツについて経験豊富な方々がスポーツ推進委員として活動しています。

施策3 スポーツ団体・スポーツクラブの活性化

本市では、「N P O 法人京田辺市スポーツ協会」や「K D S C（京たなべ・同志社スポーツクラブ）」などの関係団体が、地域での市民の身近なスポーツ活動を支えています。地域スポーツにおいて重要な役割を担うスポーツ関係団体の持続的な活動に向けて、人材確保や資質向上の支援をしながら、連携した取組を進めます。

また、両者が連携して、さらなる地域スポーツ活動の活性化を進めるよう働きかけを進めています。

具体的な取組

①N P O 法人京田辺市スポーツ協会の活性化

- ・スポーツ推進委員や他スポーツ団体との連携を図り、各スポーツ推進事業の充実に努めます。
- ・市内スポーツ関係団体及びスポーツ愛好者の加入を促進し、スポーツ協会組織が一層充実するよう支援します。
- ・地域スポーツリーダーの養成や地域単位での運動会の開催など活発な地域スポーツ活動を推進するため、連携・協働を進めます。
- ・スポーツ協会の主体的な活動を発展させ、市民のスポーツ活動の活性化を図ります。
- ・スポーツ協会をはじめ、各スポーツ関係団体に対して継続的な支援を行います。

②K D S C（京たなべ・同志社スポーツクラブ）の活性化

- ・京たなべ・同志社スポーツクラブに対する市民の一層の理解と参加を拡げるため、魅力あるスポーツ活動や教室などの開催を支援するとともに活動情報などを様々なメディアを活用しながら広く提供していきます。
- ・中学校・高校期のスポーツ活動において、一人ひとりの適性・能力に応じて、体力向上などを目的にスポーツ活動が行えるよう、総合型地域スポーツクラブ等への参加を促進します。
- ・今後のスポーツを取り巻く環境への変化に対応出来るよう、事務局機能の充実を図ります。

N P O 法人京田辺市スポーツ協会について

「京田辺市スポーツ協会」は、「生涯スポーツの振興」と「競技スポーツの振興」という2本柱のもと、市民の健康を増進し、相互の親睦を深めることを目的に各種事業の開催や、様々な取組を行っています。



K D S C（京たなべ・同志社スポーツクラブ）について

「K D S C（京たなべ・同志社スポーツクラブ）」とは、京田辺市と同志社大学の地域連携協力により立ち上げられた総合型地域スポーツクラブで、市民が学生とふれあいながらスポーツに親しみ、明るく活気ある地域作りを目指すことを基本理念とし、活動されています。



基本方針 4

スポーツを楽しむための安全で便利な環境づくり

既存のスポーツ施設の改修による安全な運動・スポーツ実施環境の確保や、市民ニーズに対応できる施設機能についての検討を進めるとともに、学校体育施設の活用等による運動・スポーツ実施機会の充実に取り組みます。また、様々な情報媒体による情報発信や、ＩＣＴを活用したサービス利用環境の整備を行うことで、市民がより運動・スポーツにアクセスしやすい環境づくりにも取り組みます。

基本方針に基づく施策

施策 1 スポーツに親しみやすい環境の整備

施策 2 情報提供・相談支援体制の充実

▼基本方針の成果指標

指標名	単位	現状値 (R4)	目標値 (R13)
市内スポーツ施設利用者数 市内スポーツ施設等の利用者数の合算	人	325,458	400,000

施策1 スポーツに親しみやすい環境の整備

市民が自身の年齢や体力に応じて、継続的にスポーツを楽しむためには、スポーツ施設や広場、公園といったスポーツをするための場所の充実が不可欠です。

誰もがスポーツに親しめるよう、スポーツ施設の計画的な整備を進め、量の確保に努めるとともに、市民ニーズ等の把握に努め、スポーツ施設の質の充実についても検討を進めます。

具体的な取組

①スポーツ施設の維持管理

- ・スポーツ施設設備の機能充実として、市民のニーズに合わせたスポーツ用具の新規購入・貸出し等の施設設備の機能充実を図ります。
- ・スポーツ施設の計画的な改修として、老朽化が進むスポーツ施設については、利用者の安全確保や利便性の向上を目的として計画的に施設の維持・改修を行います。

②スポーツ施設のDX推進

- ・スポーツ施設の利用手続きの簡素化として、スポーツ施設がより身近な市民スポーツ活動の場として機能するようオンラインによる施設利用予約及び決済ができるシステムの構築を図ります。
- ・スポーツ施設の利便性向上のため、スマートロックの導入などICTを活用したシステムについて検討を進めます。

③学校体育施設の維持管理

- ・学校体育施設開放の推進として、市民の体力づくりや健康増進をはじめ、余暇の利用にも寄与する、身近なスポーツ施設としての学校体育施設について、学校教育活動に留意する中で、開放を図ります。

④誰もがスポーツに参加できる環境づくり

- ・民間スポーツ施設との連携として、大学・企業などが保有するスポーツ施設を引き続き利用できるよう連携を図ります。
- ・同志社大学京田辺キャンパスのスポーツ施設について、教員の研究活動や学生の学びの一環として、学内施設の市民利用に向けた取組を図ります。

施策2 情報提供・相談支援体制の充実

市民自らが主体性を持って生涯にわたってスポーツに親しむためには、市民一人ひとりが自分に合ったスポーツを見つけることや、自分にとってふさわしい方法を身につけることが重要です。このため、スポーツ情報の提供や相談体制の整備を図ります。

具体的な取組

①情報入手しやすい環境づくり

- ・市民の主体的なスポーツ活動を促進するため、スポーツ大会、スポーツ施設情報のほか、地域スポーツの情報、健康やスポーツに関する豆知識などといった市民のニーズに対応した幅広いスポーツ情報の提供を図ります。
- ・スポーツ団体が希望する情報やポスターを、広報紙や広報掲示場を活用して情報発信を図ります。
- ・スポーツ推進委員の活動情報や支援内容について、生涯学習だよりや市公式SNS等で広報を行います。

②スポーツに関する相談支援の実施

- ・指定管理者との協働のもと、フィットネスカウンセリングの実施や各種水泳教室の開催など、一人ひとりにきめ細やかに対応できる相談体制の充実に努めます。

5 計画の推進体制

(1) 市民・関係機関との連携・協働

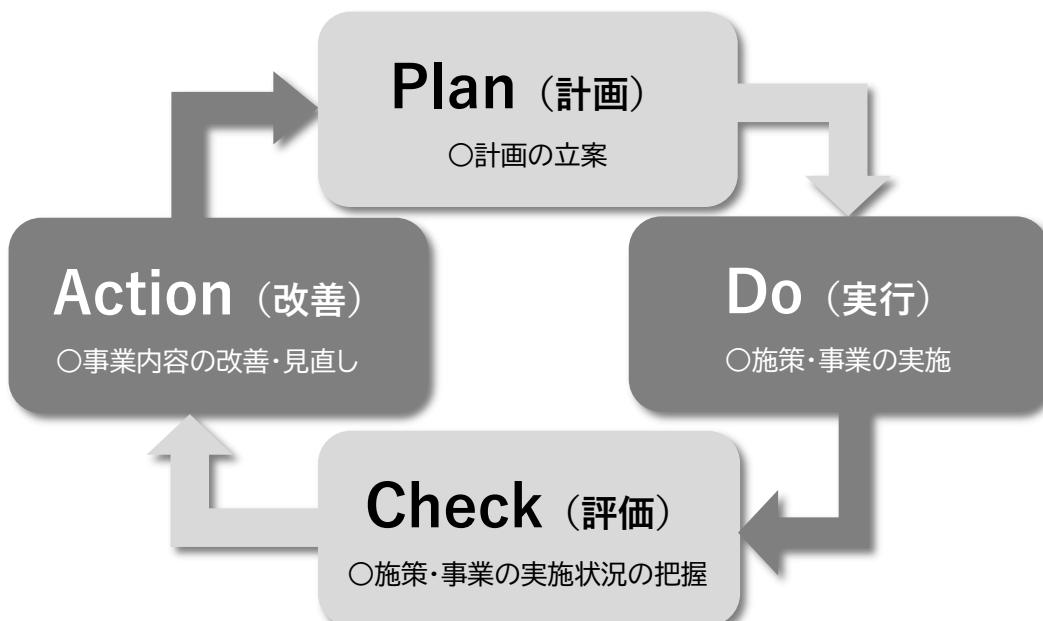
本市では、NPO 法人京田辺市スポーツ協会や京たなべ・同志社スポーツクラブ等が活発に活動しており、スポーツの推進に重要な役割を果たしています。それらスポーツ関係団体をはじめとし、区・自治会・学校、企業等と協働し、計画の着実な推進に取り組みます。

また、本計画に掲げた施策の多くは、学校教育、生涯学習、健康づくり、高齢者福祉、まちづくりなどをはじめとする本市の幅広い分野に関わることから、庁内の関係部署との密接な連携を図り、施策を推進していきます。

(2) 計画の進捗管理

本計画は、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) に基づく進行管理 (P D C A サイクル) によってマネジメントすることとし、定期的に事業の実績や成果を取りまとめ、分析・評価を行った上で、必要に応じて事業や計画の見直しを行うことで、円滑な推進を図ります。

また、本計画を実施し、本市におけるスポーツを推進するために、毎年度の京田辺市スポーツ推進審議会において、計画の進捗状況を報告し、意見を求めます。それらを次年度の取組に反映させることで、より効率的・効果的なスポーツ推進につなげます。なお、これらの結果については毎年公表し、計画の進捗状況を明らかにします。



資料編

(1) 策定経過

時期	内容
令和4年10月14日	<ul style="list-style-type: none">・令和4年度第1回京田辺市スポーツ推進審議会の開催 【議題】 第2期京田辺市スポーツ推進計画に係るアンケート内容の検討
令和4年12月1日～ 令和4年12月22日	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査の実施
令和5年3月28日	<ul style="list-style-type: none">・令和4年度第3回京田辺市スポーツ推進審議会の開催 【議題】 第2期京田辺市スポーツ推進計画に係るアンケート調査結果報告
令和5年7月6日	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度第1回京田辺市スポーツ推進審議会の開催 【議題】 第2期京田辺市スポーツ推進計画骨子案の検討
令和5年11月15日	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度第2回京田辺市スポーツ推進審議会の開催 【議題】 第2期京田辺市スポーツ推進計画素案の検討
令和5年12月20日～ 令和6年1月19日	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施
令和6年1月29日	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度第3回京田辺市スポーツ推進審議会の開催 【議題】 第2期京田辺市スポーツ推進計画案の検討

(2) 京田辺市スポーツ推進審議会設置条例

平成 23 年 9 月 26 日
条例第 17 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、京田辺市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) スポーツ推進委員
- (4) 市議会議員
- (5) その他市長が適当と認める者

3 審議会の委員は、非常勤とし、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等については、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年京田辺市条例第 7 号)の定めるところによる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和2年3月27日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(京田辺市スポーツ推進審議会設置条例の一部改正に関する経過措置)

7 この条例による改正前の京田辺市スポーツ推進審議会設置条例第1条に規定する京田辺市スポーツ推進審議会(次項において「旧審議会」という。)は、この条例による改正後の京田辺市スポーツ推進審議会設置条例(次項において「新条例」という。)第1条に規定する京田辺市スポーツ推進審議会(次項において「新審議会」という。)とし、同一性をもって存続するものとする。

8 この条例の施行の際、現に旧審議会の委員である者は、施行日に、新審議会の委員として市長に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条本文の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(3) 京田辺市スポーツ推進審議会委員名簿

役職区分	氏名	委員の区分・団体名等
1号委員	高橋 仁美	学識経験者
1号委員	林 昌一郎	学識経験者
1号委員	竹田 正樹	学識経験者
1号委員	北村 忠浩	学識経験者
2号委員	井上 晃志	京田辺市スポーツ協会
2号委員	岡嶋 一晃	京田辺市スポーツ協会
3号委員	姫路 桂子	京田辺市スポーツ推進委員
3号委員	高橋 悅子	京田辺市スポーツ推進委員
4号委員	南部 登志子	京田辺市議会議員（総務常任委員会委員）

